

## 会社法下の決算・配当 Q & A

制度調査部  
横山 淳

### 【要約】

今年の5月に新しい会社法が施行される予定である。それに伴って、会社の決算や配当の手続なども大きく変わる事となる。

本稿では、寄せられた質問などを基に、Q & A形式で簡単な解説をする。

### 【目次】

- Q 1：新しい会社法の下で、会社の決算は何か変わるのか？
- Q 2：計算書類は、今年の決算から変更されるのか？
- Q 3：「株主資本等変動計算書」とは、一体、どのようなものなのか？
- Q 4：「注記表」とは何か？
- Q 5：利益処分案が廃止されることで、どのような影響が考えられるか？
- Q 6：利益処分案が廃止されると、配当は、今後、どのように行われるのか？
- Q 7：その他にも配当に影響する会社法のポイントはあるか？
- Q 8：現物配当で、どのようなものが配当されることになると考えられるか？

### はじめに

今年の5月に新しい会社法が施行される予定である。それに伴って、会社の決算や配当の手続なども大きく変わる事となる。

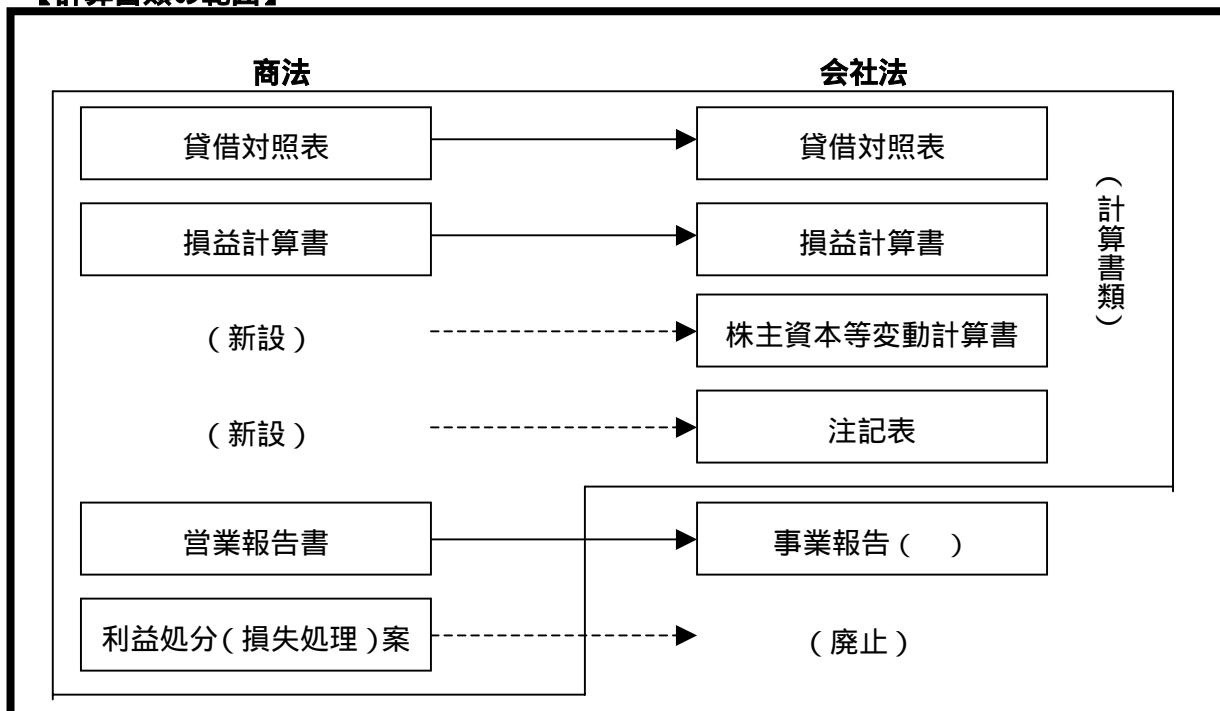
本稿では、寄せられた質問などを基に、会社法下の決算・配当についてQ & A形式で解説する

### Q 1：新しい会社法の下で、会社の決算は何か変わるのか？

#### A 1：

会社は、決算に当たって計算書類と呼ばれる決算の関係書類を作成し、その監査などを受ける必要がある。会社法の下では、その決算に当たって作成しなければならない計算書類が大きく変わる。具体的には、次の通りである。

**【計算書類の範囲】**



( ) 「事業報告」として存続。ただし、「計算書類の範囲」からは除外。

これまでの計算書類から「営業報告書」と「利益処分案」がなくなる。

このうち、「営業報告書」については、名称を「事業報告」と改めて、新しい会社法の下でも存続する。ただ、内容が必ずしも決算の数字に直結するものではないので、「計算書類」の範囲からは外れる。

「利益処分(損失処理)案」については、新しい会社法の下では完全に廃止される。

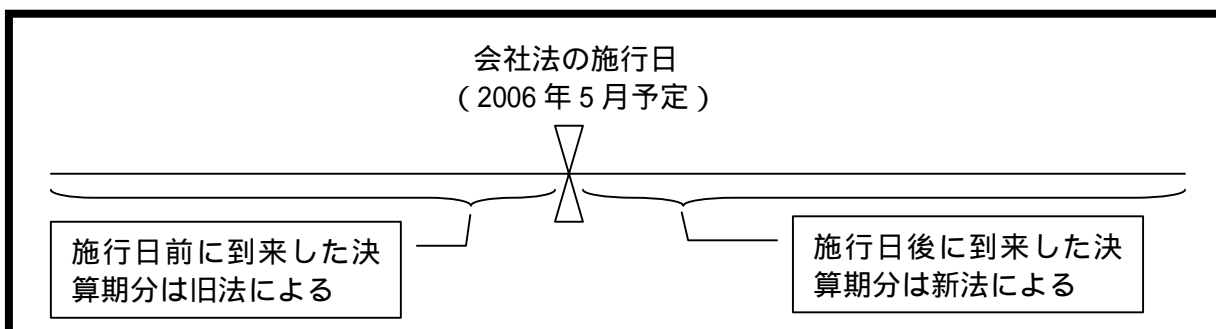
代わって、新たに計算書類に加わるものは「株主資本等変動計算書」と「注記表」である。

**Q 2 : 計算書類は、今年の決算から変更されるのか？**

**A 2 :**

制度の変更に当たっては、次のような経過措置が設けられている。

**【計算書類の作成等の経過措置】**



つまり、会社法の施行日より前に到来した決算期については旧法、施行日より後の決算日については新法が適用されることとなっている。

現時点では、会社法の施行は今年の5月が予定されている。従って、会社法に基づく新しい計算書類を作成するのは、年1回決算の会社であれば5月決算の会社が最初ということになるだろう。

### Q3：「株主資本等変動計算書」とは、一体、どのようなものなのか？

#### A3：

「株主資本等変動計算書」とは、その年度中の会社の純資産がどのように変動したのかを示すものだと言えるだろう。

会社が、配当を行ったり、自己株式を取得・処分したり、法定準備金を取り崩したりすれば、会社の純資産は大きな影響を受ける。特に、後述のように、新しい会社法の下では、理論上、事業年度中に何回でも配当を行うことが可能となる。そのため、株主や投資家に対して、その会社の純資産がどのように変動したのかを明確に示すための書類が必要だと考えられたのである。

#### 【株主資本等変動計算書の概要】

純資産項目の変動を開示（会社計算省令 127）

資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式  
 前期末残高  
 当期変動額（変動事由ごとに変動額、変動事由を明記）  
 当期末残高

評価・換算差額等、新株予約権、少数株主持分  
 前期末残高  
 当期末残高  
 その差額

（ ）記載内容の詳細については、齋藤純「株主資本等変動計算書に関する会計基準」（2006年1月31日付 DIR 制度調査部情報）なども参照されたい。

### Q4：「注記表」とは何か？

#### A4：

貸借対照表や損益計算書などの注記を一つにまとめたものである。

これまで書類ごとに記載されていた注記事項が一つにまとめられることになる。それによって全体を見やすくなることが期待されている。

**【注記表の概要】**

次の注記事項をとりまとめたもの（会社計算省令 129）

継続企業の前提に関する注記  
重要な会計方針に係る事項に関する注記  
貸借対照表に関する注記  
損益計算書に関する注記  
株主資本等変動計算書に関する注記  
税効果会計に関する注記  
リースにより使用する固定資産に関する注記  
関連当事者との取引に関する注記  
1 株当たり情報に関する注記  
重要な後発事項に関する注記  
連結配当規制適用会社に関する注記  
その他の注記

（ ）上記の区分は、会社計算規則第 129 条に基づく基本的な区分であり、実際は機関設計などによって異なる場合がある。

**Q5：利益処分案が廃止されることで、どのような影響が考えられるか？****A5：**

現在、発行会社で特に関心を呼んでいるのが、役員賞与の取扱いである。

つまり、これまでは多くの発行会社では、役員の報酬は、株主総会の承認の下に、上限額を定めて役員報酬の社内規程に基づいて支給する。役員の賞与は、利益処分案として定時株主総会で承認をもらう、という手続を採用してきた。

ところが、会社法の下では、利益処分案は廃止され、役員賞与は、手続上、役員報酬と一体化して「取締役の報酬等」として規制されることとなるのである（会社法 361）。具体的には、報酬の内容について、定款で定めるか、株主総会の決議を得る必要がある。

そのため、発行会社では、報酬と賞与を一体化した報酬体系に移行するか、賞与のみの独立の議案を株主総会に提出するか、など頭を悩ませているところである。

この点は、今年の株主総会でも話題になり得る点である。株主としては、保有する株式の発行会社がどのような議案を提案してくるか、注目する必要があるだろう。

### 【利益処分案の廃止と役員賞与】

利益処分（損失処理）案は廃止。

それに伴い「役員賞与」は、「役員報酬」とともに「取締役の報酬等」として一本化。  
定款 又は 株主総会決議によって定める。

会計上は費用計上。

### Q6：利益処分案が廃止されると、配当は、今後、どのように行われるのか？

A6：

利益処分案が廃止されることになったので、配当は「剰余金の配当」という手続で行われることとなる。

### 【「剰余金の配当」手続】

株主総会決議を行えば、時期、回数を問わず、配当可能

次の条件を充たせば、定款授權に基づき配当を取締役会決議限りで決定可能（特別決議が必要なものを除く）

- 取締役会を設置
- 委員会設置会社 又は 監査役会設置会社
- 会計監査人を設置
- 取締役の任期が一年

「剰余金の配当」を行うためには、原則として、株主総会の決議が必要である。

現在でも、（委員会等設置会社を除けば）配当は利益処分として定時株主総会の決議事項となっている。どちらも株主総会決議という意味では、手続に大きな違いはない、と言えるかもしれない。ただ、会社法の下では定時株主総会に限られないこととされている。つまり、理論上は、株主総会の決議があれば、いつでも、何回でも配当を実施することが可能ということになる訳である。

もちろん、株主数が少ない未公開会社を除けば、株主総会の開催は大きな労力を必要とする。そのため、1年に何回も株主総会を開催して、その度に配当を決議することは考えにくいだろう。

そこで、会社法では、取締役会のみで配当を行う特例も設けられている。つまり、上記 ~ の4つの条件を充たした会社の場合、定款で取締役会のみで配当を決定すると定めることが認められるのである。

そもそも委員会等設置会社であれば、現行法の下でも、一定の要件の下で取締役会のみで配当

を決定することが認められている。会社法の下では、それ以外の会社でも前記 ~ の条件を充たせば、同じように取締役会のみで配当を決定することが可能となるのである。

これらの条件のうち、~ は上場会社の場合、ほとんどの会社が該当するものと考えられる。従って、問題となるのは の「取締役の任期が一年」という点になるだろう。

逆に言えば、取締役の任期が1年の会社については、今年の株主総会で定款を変更して取締役会のみで配当できるようにしようという会社も出てくることが予想される。

取締役会であれば、比較的機動的に開催することができるので、この制度を利用して、例えば、四半期配当を行うというケースも考えられるだろう。

#### Q 7 : その他にも配当に影響する会社法のポイントはあるか？

A 7 :

会社法の下では、例えば、「現物配当」という制度が整備される。

#### 【現物配当】

『現物配当』：株主に対する金銭以外の財産の分配

現物配当の手続（会社法 309、454 ）

- 原則、株主総会の特別決議が必要
- 株主からの請求があれば、「現物」の代わりにそれに相当する金銭を支払う場合は、通常の「剰余金の分配」手続で可

配当は、原則として、金銭で支払われるものといえる。しかし、新しい会社法では、配当として金銭以外のものを分配する「現物配当」も可能となる。

ただ、現物配当が行われる場合、株主にとっては、どのようなものが配当されるのかは、重要な関心事項である。配当されるものによっては、株主にとっては換金が難しいなど不利益を受ける可能性があるからである。そのため、会社法では現物配当は、原則として株主総会の特別決議による承認手続きを求めている。

ただし、会社が現物配当を行う場合に、株主が「現物」の代わりに金銭を交付することを会社に要求する権利（金銭分配請求権）が認められる場合には、通常の配当と同様の手続、原則、株主総会の普通決議で実施できる。この場合であれば、株主は「現物」と「金銭」のいずれかを選択できる。その意味では、特に、株主にとって不利益が生じることはないと考えられるからである。

**Q 8 : 現物配当で、どのようなものが配当されることになると考えられるか？**

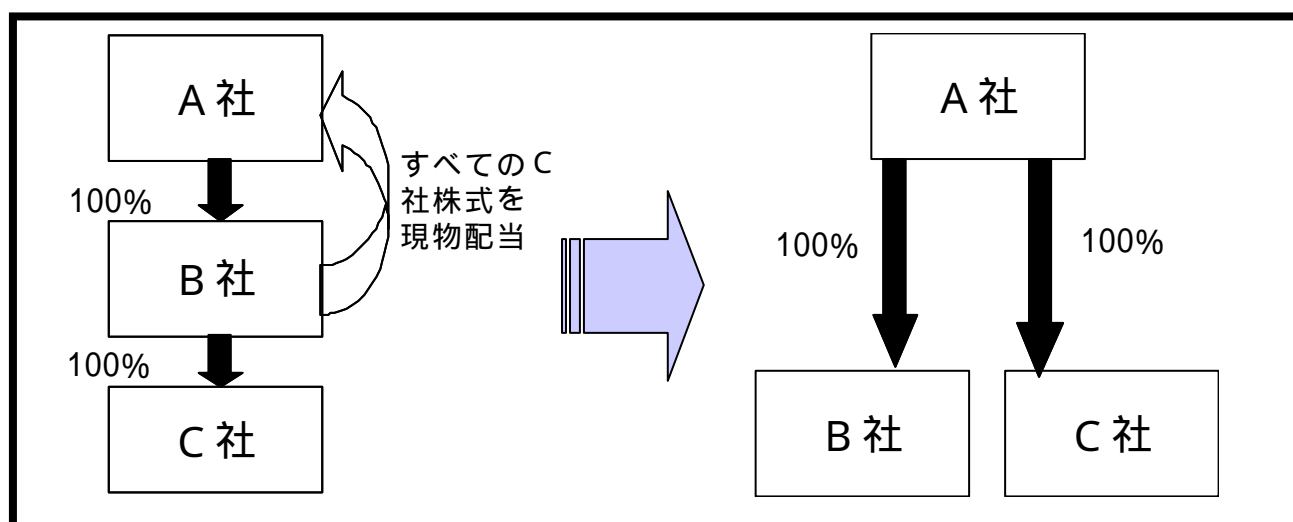
**A 8 :**

現実問題としては、株主の数が少ない未公開会社ならばともかく、多数の株主が存在する上場会社が積極的に現物配当を実施するとは考えにくいと思われる。

なぜならば、現物配当を行う場合であっても、株主平等原則が守られなければならないためである。つまり、配当は、株主が持っている株式数に比例して平等に行われなければならない。金銭であれば、1株の株主に10円、100株の株主に1000円というような対応可能である。しかし、現物資産で配当するとした場合に、1株の株主に1個、100株の株主に100個といった具合に分配できて、かつ、小口株主も大口株主もみな満足できるような現物資産が存在するかというと、非常に難しいと言わざるを得ないだろう。

ただ、「配当」そのものというよりは、別の特別な目的をもって「現物配当」が実施される可能性はある。

**【現物配当による組織再編の例】**



ここで示したのは、B社が子会社であるC社の株式を、親会社であるA社に現物配当するというケースである。その結果、垂直的な企業グループであったA、B、Cの3社が、中核企業A社を中心に子会社B、C社が並列に並ぶグループ構成に変わる事となる。

同様に、上場会社がその子会社を分離するために、株主に対して、子会社株式を「現物配当」するようなケース（いわゆるスピン・オフ）も十分に考えられると思われる。